

Client Alert

28 September 2023

本アラートに関する
お問い合わせ先



阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
junya.ae@bakermckenzie.com



鈴木 道夫
パートナー
03 6271 9699
michio.suzuki@bakermckenzie.com



大倉 準哉
アソシエイト
03 6271 9731
junya.okura@bakermckenzie.com

欧州連合：2023年の企業結合簡素化パッケージ — 企業結合規制の近代化

はじめに

2023年9月1日以降、欧州連合（EU）では、企業結合審査に関する新たな手続上の規則が適用される。具体的には、届出会社は、新しい届出様式を使用することが必要になり、企業結合に係るより多くの当事会社が簡易審査手続（simplified procedure）を利用できるようになる。

2023年4月20日、欧州委員会は、新たな実施規則、簡易審査手続に関する新たな通知、文書の送信に関する通達を含む新たな法律パッケージ（以下「簡素化パッケージ」）を導入することを決定した。

簡素化パッケージの目的は、より明確な規則と指針によって欧州委員会の企業結合に係る審査手続を簡素化し、届出会社と欧州委員会の負担を軽減することにある。

主な変更点は以下のとおりである。

- 新たな企業結合に係る届出様式（Form CO¹、Short Form CO²、Form RS³、Form RM⁴）の導入
- 簡易審査手続⁵の対象となるカテゴリーの拡充と明確化
- 新たなデータ要件の導入と企業結合に係る届出手続のデジタル化の促進

2023年9月1日以降、欧州委員会は旧規則や旧様式に基づく新たな届出を受理しなくなる。

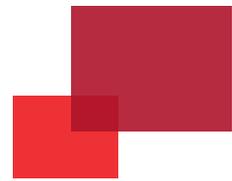
¹ Form CO は、簡易審査手続の対象とならない EU 企業結合規則に基づく標準的な取引に係る届出のための様式である。新しい届出様式は[こちら](#)から入手可能である。

² Short Form CO は、簡易審査の対象となる届出のための様式であり、Form CO の簡易版である。Short Form CO は、Form CO よりも必要な情報や証拠が少なく、EU において重大な競争上の懸念を生じさせる可能性が低い取引に使用することができる。新しい届出様式は[こちら](#)から入手可能である。

³ Form RS は、EU 加盟国の 1 以上の国内競争当局、又は欧州委員会に案件の付託を要求するために、当事会社が欧州委員会に提出できる書類である。新しい届出様式は[こちら](#)から入手可能である。

⁴ Form RM は、コミットメント（問題解消措置）の提出に関連して、当事会社が欧州委員会に提出しなければならない書類である。新しい届出様式は[こちら](#)から入手可能である。

⁵ 簡易審査手続は、欧州委員会が 2000 年に、競争上の懸念が生じる可能性が低いと判断した特定の企業結合を対象として初めて導入されたものである。2013 年、欧州委員会は「簡素化パッケージ」を採択し、簡素化された案件のカテゴリーを拡大し、簡素化された企業結合に係る届出に必要な情報を削減した。2023 年の簡素化パッケージは、これらの規則をさらに改正し、近代化するものである。



重要なポイント

2023 年の簡素化パッケージは、簡易審査手続の対象となる案件数を拡大し、文書の（デジタル）転送を最適化するものである。

しかし、制度改革の多くの側面が追加的な負担につながる可能性があるため、実際に EU における企業結合の審査手続が簡素化されるかどうかは疑問である。

- 欧州委員会は、通常審査手続に基づいて案件を審査することを可能にする適用除外に関する広範な選択肢を有している。そのため、企業にとっては、簡易審査手続の恩恵を実際に受けられるかどうかを予測することが困難になっている（又、届出会社が通常の Form CO に「切り替え」なければならない案件が増加する可能性もある）。
- 新しい様式と追加的な情報要件が導入されたことにより、多様化したグローバル・ポートフォリオ、想定される様々な市場、（パイプライン）製品、複数の水平的関係や垂直的關係を有する企業が関与する複雑な取引において、Short Form CO や Form CO の記入が著しく複雑になる可能性がある。
- 通常審査手続において、事業者は、①当事会社が通常の業務で収集・保管しているデータ、並びに②定量的な経済分析に役立つ可能性のあるデータ、及び日常業務における当該データの使用状況や、それに基づいて作成・決定された資料の提出が求められるようになった。

欧州委員会が新たな簡素化パッケージをどの程度現実的に実施するのか、又、提供が困難な情報や文書に関し、欧州委員会が免除の要請をどの程度受け入れるのかは未知数である。

詳細

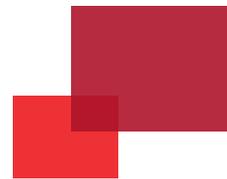
1. 簡素化パッケージのカテゴリの拡大と明確化

2023 年の企業結合簡素化パッケージ⁶

簡易審査手続を利用できる 2 つの垂直的取引の新たなカテゴリを追加	導入される新たな垂直的関係の取引カテゴリは以下のとおりである。 ① 企業結合の当事会社の単独又は合算での川上市場における市場シェアが 30%未満で、かつ、川下市場における川上投入物の購入市場シェア ⁷ が、30%未満の取引 ② 企業結合の当事会社の単独又は合算での市場シェアが、川上市場及び川下市場の双方において、50%未満であり、HHI の増分が 150 未満、かつ、最も市場シェアの小さい会社が同一である取引
ジョイント・ベンチャー（JV）に関する既存のカテゴリの明確化	従来、届出時点における JV の EEA 域内売上高及び資産移転額が 100 百万ユーロ未満であれば、JV の設立において簡易審査手続を利用することができた。

⁶ 簡易化パッケージの対象となる取引の概要については、本アラートの別紙 1 を参照されたい。

⁷ 事業者の購入市場シェアは、①その事業者が川上市場で製品を購入する量又は金額を、②川上市場の総規模（量又は金額）で割ることにより算出される。

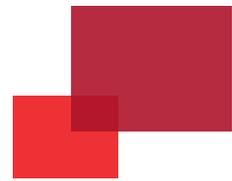


	<p>新ルールでは、届出後 3 年間にわたり EEA 域内売上高及び資産移転額が 100 百万ユーロを大幅に上回らないと予想されることも要求される。</p>
簡易審査手続の適用に関し、欧州委員会に裁量を与えるフレキシブル条項 (flexibility clause) の導入	<p>欧州委員会は、届出会社からの要請があれば、簡易審査手続が適用できるカテゴリーに該当しない企業結合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、その裁量により簡易審査手続を適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">• 水平的関係にある全ての当事会社の市場シェアが合計 25%未満の場合• 垂直的関係にある全ての当事会社の単独又は合算市場シェアが、①川上市場若しくは川下市場において 35%未満の場合、又は②ある市場において 50%未満、かつ他の垂直的関係にある全ての市場において 10%未満の場合• 2 以上の事業者が JV の共同支配を取得する場合において、①EEA 域内における JV の直近年間売上高及び拠出事業の売上高が 150 百万ユーロ未満、かつ②JV に移転する EEA 域内資産が届出時において合計 150 百万ユーロ未満の場合 <p>欧州委員会は、簡易審査手続の対象となる取引については、フレキシブル条項を含め、異なるカテゴリーを組み合わせることができることを明らかにしている⁸。実務上、届出会社は、取引に関連する残りの全ての市場が簡易審査手続の条件を満たすことを条件に、特定の市場についてフレキシブル条項の適用を要請することができる。</p>
超簡易審査手続 (super-simplified procedure) の明文化	<p>超簡易審査手続は、当事会社が欧州委員会と事前相談を行うことなく、Short Form CO を通じて直接届出を行うことを認めるものである⁹。</p> <p>この超簡易審査手続は、①当事会社間に水平的関係や垂直的関係がない企業結合の場合、又は②EEA 域外の JV に対する共同支配を取得する場合¹⁰に適用される。</p> <p>上記のような場合には、審査にかかる時間が通常少なく済むため、超簡易審査手続においては、当事会社は 25 営業日以内に承認を得ることが期待できる。又、当事会社は Short Form CO の特定の箇所を記入</p>

⁸ 欧州委員会「[Merger Control in the EU – Further simplification of procedures - Q&A](#)」参照。

⁹ ただし、当事会社は、超簡易審査手続に基づく届出予定日の少なくとも 1 週間前までに、case team allocation request (CTAR) と呼ばれる審査チームの構成を要請する書面を提出することが求められる。届出日や 25 営業日の審査期間の開始を大幅に遅らせる可能性のある事前届出がないため、審査期間は通常の簡易審査手続よりも短くなることから、当事会社は 25 営業日以内の承認を期待できる。又、当事会社は Short Form CO のセクション 8 (水平関係)、9 (垂直関係)、11 (セーフガード・適用除外) を記入する必要がない。

¹⁰ すなわち、届出時点において、JV に EEA 域内売上高がなく、届出後 3 年以上にわたり売上高が生じないことが予想され、EEA における資産の移転も予定されていないこと。



する必要がなくなる¹¹。これは欧州委員会の現在の業務であるが、今回、簡易審査手続に関する通知¹²と Short Form CO¹³に明記された。

2. 企業結合の通常の審査手続における欧州委員会の裁量の拡大

欧州委員会が、届出会社の企業結合を簡易審査手続の対象から除外し、通常審査手続¹⁴を利用させることを可能にする「セーフガード・適用除外（Safeguards and Exclusions）」の例示列挙型のリストに、2023年の簡素化パッケージでは、新たな2つの例が追加されている。

• 支配を伴わないが重要な保有

欧州委員会は、①企業結合の当事会社の一方が、他の当事会社と同一の市場若しくは垂直的関係にある会社の、支配を伴わないが重要な株式保有¹⁵を行っている場合、又は②企業結合の当事会社の競争事業者が、他の当事会社の、支配を伴わないが重要な株式保有を行っている場合には、通常審査手続を利用させることができる。

• 競争上価値のある資産の統合

欧州委員会は、当事会社の保有する原材料、知的財産権、インフラ、重要なユーザー基盤、商業的に価値のあるデータ等、競争上価値のある資産が統合されることになる企業結合については、当事会社間に水平的関係や垂直的関係がない場合であっても、通常審査手続を利用させることができる。

2023年の簡素化パッケージでは、欧州委員会が簡易審査手続を適用する可能性が低い「特別な状況」のリストも導入している。

このリストには、市場が高度に集中している（当事会社以外の競争事業者が3社未満である）、あるいは取引によって重要な実際の競争力又は潜在的な競争力がなくなる、といった状況が挙げられている。

簡素化パッケージは、簡易審査手続の対象となる取引の数を拡大することを目的としているが、事業者が実際に簡易審査手続の適用を受けられるかどうかについては定かではない。

即ち、公開されている定義によれば、「競争上価値のある資産」（知的財産権、インフラ、重要なユーザー基盤、商業的に価値のあるデータ在庫等）は、今日のいかなる取引にも含まれるため、欧州委員会はいかなる企業結合も簡易審査手続の対象から除外することができるといえる。又、プライベート・エクイティ・ファンドは、「支配を伴わないが重要な株式保有」を行っているとは判断された場合、わずかな市場シェアしか有していない場合であっても、全ての投資先と対象会社との間の水平的関係や垂直的関係を検証する必要が生じることも考えられる。

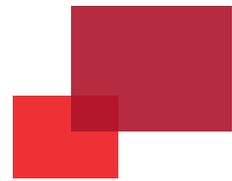
¹¹ 具体的には、Short Form CO のセクション 8(水平関係)、セクション 9(垂直関係)、セクション 11(セーフガード・適用除外)を記入する必要がない。

¹² 欧州委員会「[Notice on Simplified Procedure](#)」25 段落目及び 26 段落目を参照。

¹³ 欧州委員会の Short Form CO のセクション 7(a) 及び(b)を参照。

¹⁴ 改訂された様式における「セーフガード・適用除外」の他の例については、本アラートの別紙 1 を参照。又、欧州委員会「[Notice on Simplified Procedure](#)」のセクション C「セーフガード・適用除外」6 頁から 9 頁を参照。

¹⁵ 具体的には、会社に対する支配権を有しない 10%超の株式保有を指す。



3. 改訂された新たな届出様式

簡素化パッケージでは、全ての審査手続（Form CO、Short Form COのみならず照会要請及び問題解消措置提案のための様式）について、新しい届出様式が導入され、当事会社に記述を求める形式ではなく、チェックボックスにチェックマークを入れて回答する方式や、あらかじめ設けられた表が用いられている。新しい様式は、企業結合の届出と審査をさらに合理化することを目的としているものの、企業やその法務アドバイザーが記載することが適切と考える情報を提示する自由度が低下する結果、アドボカシーや意味が失われる危険性がある。

新しい届出様式には以下の3種類の表がある。

- **チェックボックス式の表**
当事会社は、最も適切なチェックボックスに、複数選択方式でチェックを入れなければならない。例えば、Short Form COでは、届出の法的根拠、届出の対象となる企業結合の種類、売上高が一定の閾値を超えるかどうか、企業結合の種類、JVが独立事業者性（full-functionality）を備えていると考える理由等を、チェックボックス式の表で特定することになる。
- **定型的な表**
当事会社は、欧州委員会が取引、当事会社、製品・サービスについて一般的に理解するために必要な情報を、あらかじめ用意され、限定された形式で提供しなければならない。
- **複雑な市場に関する表**
当事会社は、市場の画定、当事会社と競争事業者の水平的関係、その他の関係（例えば垂直的關係）、売上高や市場シェアに関する情報を、あらかじめ用意された表を使用して提供しなければならない。通常審査手続による完全な形での届出を行う場合、数年にわたる膨大な量の市場情報を提供する必要があることを意味する。この表には、当事会社とその競争事業者のパイプライン製品に関する情報の要求も新たに含まれており、そのような製品に関する水平的関係や垂直的關係がある場合は、デフォルトで提供する必要がある。

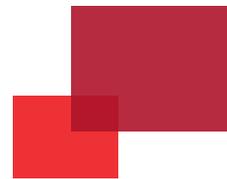
表の使用を増やした新しい届出様式は、より単純かつ従来型の取引については、間違いなく届出を簡素化すると考えられるが、潜在的な市場の画定や（パイプライン）製品、より複雑な取引についても妥当するかどうかは不明である。

別紙に情報を記載することもできるが、重要な情報はすべて届出書本文に記載しなければならない。企業にとっては、新様式の制約の中で情報やデータを記載しなければならないという負担が増えることになる。又、重要なアドボカシーを新しい届出様式の制約の中で、論理的かつ必要十分に展開できるようにすることが課題となる。

4. 情報やデータに関する新たな要件による負担の増加

新様式において、新たな情報要件が導入される。例えば、Short Form COにおける市場シェア計算手法の記入が求められること、簡易審査手続の恩恵を受ける可能性のある全ての市場について、Form COに「セーフガード・適用除外」の表への記入を求められること等が挙げられる。

改訂された通常審査手続では、当事会社は、①通常の業務過程で収集・保存し、②定量的な経済分析に有用と思われる全てのデータを提出する必要がある。又、当事会社は、日常業務におけるそのようなデータの使用状況や、それに基づいて作成された資料、決定事項についても説明する必要がある。



新たな情報・データ要件により、欧州委員会は、集中市場の当事会社が提出されたデータを通常の業務の過程でどのように使用しているかに関するデータをより多く入手できるようになる。その結果、欧州委員会はより総合的な経済分析を行うことができるようになるかもしれないが、その分負担も増えることになる。

5. デジタル化への対応

簡素化パッケージには、以下のようなデジタル化の導入が含まれる。

- 文書のサイズが 10GB を超えない限り、eTrustEx を介した電子届出が、欧州委員会への届出にあたり既定の方法となる。文書のサイズが 10GB を超える場合は、手渡し又はハードディスクドライブに入れて書留郵便で送付することになる。
- 電子届出を行う文書は全て、①Qualified Electronic Signature（適格電子署名）¹⁶のみを使用して署名され、②PDF 又は XLSX 形式で、③文字検索可能で¹⁷、④編集されておらず、全ての基礎データ、数式、アルゴリズムが完全な状態でなければならない。なお、Form CO¹⁸のセクション 5.4 に従って提出される内部文書については唯一、例外的に、ネイティブフォーマットで提出されなければならない。

当事会社がセクション 5.4 に従って提出する文書につき、すべてネイティブフォーマットでの提出を義務付けることは、欧州委員会への提出書類のサイズを大きくすることにつながり、又、欧州委員会が文書の真の作成者、作成日時、変更日時等のメタデータを読み取ることを可能にするものといえる。

2023 年 9 月 1 日以降の届出（及びクローリング）の大幅な遅延リスク

簡素化パッケージは 2023 年 9 月 1 日に発効した。2023 年 9 月 1 日以前に正式届出を行っていない取引については、新しい届出様式を使用して届出を行う必要がある。

新しい届出様式と追加的な情報要件に適応する必要があるため、EU 域内における企業結合の届出には時間を要する可能性がある。

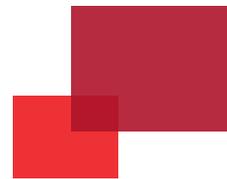
欧州委員会、並びに当事会社及びその法務アドバイザーにとって、新しい届出様式に関する実務経験が不足していることから、届出前相談は、特に新パッケージの発効後数か月間は、従来よりも時間を要することが予想される。

又、あらゆる方面においてベストプラクティスを模索する期間が生じることになる。欧州委員会は、新しい様式からの逸脱を受け入れることに消極的になる可能性もある。さらに、通常審査手続では特に、欧州委員会に提出しなければならないデータや書類が増えるため、欧州委員会の審査が遅れ、長期化する可能性が高い。

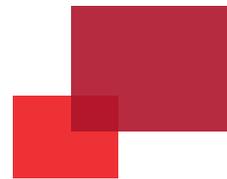
¹⁶ 適格電子署名を用いて電子署名を行うべきものは、届出、理由のある届出書類、欧州委員会の異議に対するコメント、関係者によって提供される誓約、及び Form RM のみである。

¹⁷ PDF は、電子的に作成されたものか、光学式文字認識 (OCR) 用にスキャンされたものでなければならない。

¹⁸ Form CO のセクション 5.4 は、取引に関する会議の議事録、取引を評価又は分析する文書、影響を受ける市場を評価する文書等に関し、欧州委員会が要求する文書に関する規定である。

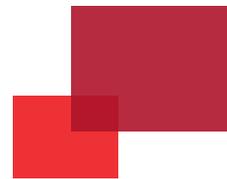


潜在的な遅延を最小限に抑えるためには、関連する様式（及びそれによって必要とされる情報・書類）の適切な社内準備・見直しを含め、スケジュールを適切に計画することが不可欠である。事前に計画を立て、スケジュールを確実に維持するために、法務アドバイザーと積極的に連携することが不可欠である。

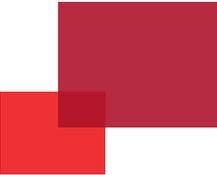


別紙 1 : 簡素化パッケージの対象となる取引の概要

簡素化パッケージ	対象取引	ポイント
新 : 超簡易審査手続の明文化（新制度）	届出時点で、EEA 域内での売上高がなく、EEA 域内での資産移転も予定されていない JV	<ul style="list-style-type: none"> 届出会社は、ケースチームと事前相談を行うことなく、Short Form CO を通じて直接届出を行うことができる。 当事会社にとって、超簡易審査手続が適用される保証はない。 CTAR (case team allocation request) は、超簡易審査手続に基づく届出予定日の少なくとも 1 週間前までに提出しなければならない。
	当事会社間に水平・垂直関係のない企業結合 : 当事会社のいずれも同一の商品市場及び地理的市場において事業活動を行っておらず、又は他の当事会社が事業活動を行っている商品市場の川上又は川下にある市場において事業活動を行っていない場合	
簡易審査手続 フレキシブル条項を含め、複数のカテゴリーを組み合わせることができる。	EEA 域内での事業活動が限定的である JV : JV の届出時点及び予想される売上高、並びに届出時点において予定されている JV に移転される資産の合計が 100 百万ユーロ未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> 新 : 欧州委員会は、届出時における売上高だけでなく、届出後 3 年間にわたり EEA 域内売上高が 100 百万ユーロを大幅に上回ることが予想されるかも考慮する。 新 : 移転する資産の価値には、実際に譲渡された資産に加え、届出時点（譲渡日にかかわらず）で当事会社が JV に拠出する予定の資産も含まれる。
	共同支配を既に有している当事会社が単独支配を取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> 本カテゴリーは従前のものから変更されていない。
	垂直的關係 : 垂直的關係にある当事会社の単独又は合算市場シェアが、川上市場及び川下市場において 30% 未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> 本カテゴリーは従前のものから変更されていない。
	水平的關係 : 水平的關係にある当事会社の市場シェアが合計 20% 未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> 本カテゴリーは従前のものから変更されていない。



	<p>水平的関係：水平的関係にある当事会社の市場シェアが 50%未滿かつ HHI の増分が 150 未滿の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本カテゴリーは従前のものから変更されていない。
	<p>新：垂直的關係：水平的関係にある当事会社の単独又は合算市場シェアが、川上市場において 30%未滿、かつ川下市場において事業活動を行っている当事会社が川上市場で調達する投入物の購買市場シェアが 30%未滿の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 簡易審査手続を利用できる。 川上投入物の制限はあるが、川下投入物の制限はない。
	<p>新：垂直的關係：水平的関係にある当事会社の単独又は合算市場シェアが、川上市場及び川下市場において 50%未滿、川上市場及び川下市場における HHI の増分が 150 未滿、かつ市場シェアの小さい方の当事会社が川上市場及び川下市場において同一である場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 簡易審査手続を利用できる
<p>新：フレキシブル条項</p>	<p>水平的關係：水平的関係にある当事会社の合算市場シェアが 20%から 25%の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な簡易審査手続のカテゴリーに該当しない取引について、簡易審査手続を適用できる可能性がある。 フレキシブル条項は、届出会社からの要請が必要であり、欧州委員会の裁量で適用できる。
	<p>垂直的關係：垂直的關係にある当事会社の単独又は合算市場シェアが、川上市場及び川下市場においても 30%から 35%の場合</p>	
	<p>垂直的關係：垂直的關係にある当事会社の単独又は合算での市場シェアが一方の市場で 50%未滿、かつ他の垂直關係にある関連市場で 10%未滿の場合</p>	
	<p>JV：EEA 内に拠点を置く JV の、売上高及び保有する資産が 150 百万ユーロ未滿の場合</p>	
<p>セーフガード・適用除外</p>	<p>新：支配を伴わない重要な株式保有：対象会社と水平的關係又は垂直的關係を有する事業者、若しくは垂直的に関連する市場において、一方の当事会社による支配を伴わない重要な株式保有（即ち、会社に対する支配権を有しない 10%超の株式保有）を行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会が裁量権を行使して簡易審査手続の対象から除外し（あるいはフレキシブル条項の適用を拒絶し）、通常審査手続を利用させることを可能にする例示列挙型のリストを拡充した。



	<p>新：競争上価値のある資産の統合：当事会社間に重複がなくても、原材料、知的財産権、インフラ、重要なユーザー基盤、商業的に価値のあるデータ等、競争上価値のある資産のあらゆる統合を行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none">• Short Form CO 及び Form CO に記載されているその他の例としては、①当事会社の競争事業者が、関係事業に重要な非支配的株式を保有している場合、②当事会社が他の当事会社が事業活動を行っている市場の隣接市場において30%以上の市場シェアを有している場合、③市場集中度が高い場合（市場シェア5%以上の当事会社以外の競争事業者が3以上存在しない場合）、④市場シェアの閾値が生産能力の観点から超過している場合、⑤当事会社が重複する市場において新規参入者である場合、⑥当事会社が重複市場における重要なイノベーターであるか、過去5年以内に重要なパイプライン製品を導入した場合、⑦水平的市場又は垂直的市場においてシェアを拡大する計画がある場合、⑧生産チェーンのいずれかの段階で30%を超える市場シェアがある場合、⑨JVのEEA域内売上が、今後3年以内に100百万ユーロ又は150百万ユーロを大幅に超えると予想される場合等が挙げられる。
--	---	--